神広支掲示第1号

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、広島港において本邦と外国との間を往来する船舶（以下「船舶」という。）と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所の指定を次のように改正し、令和8年1月16日から実施することとしたので、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定に基づき公告する。（令和6年3月28日付神広支掲示第1号を廃止する。）

令和8年1月8日

広島税関支署長　　角野　裕之

地　区	外 国 往 来 船	指定交通場所	指定積卸（経由）場所
宇品外貿地区	宇品外貿埠頭岸壁に係留する船舶	施設管理者が設置したゲート	宇品外貿埠頭岸壁
出島地区	出島－14m岸壁及び出島－7．5m岸壁（第2バースを除く）に係留する船舶	施設管理者が設置したゲート	指定保税地域
海田地区	海田－7．5m岸壁に係留する船舶	施設管理者が設置したゲート	海田－7．5m岸壁
	海田－5．5m岸壁に係留する船舶	施設管理者が設置したゲート	海田－5．5m岸壁
	広島ガス㈱廿日市工場海田基地桟橋に係留する船舶	広島ガス㈱廿日市工場海田基地正門	広島ガス㈱廿日市工場海田基地桟橋
仁保地区	マツダB岸壁に係留する船舶	マツダ㈱宇品中地区中門	マツダB岸壁
廿日市地区	昭南岸壁に係留する船舶	施設管理者が設置したゲート	昭南岸壁
	広島ガス㈱廿日市工場桟橋に係留する船舶	広島ガス㈱廿日市工場正門	広島ガス㈱廿日市工場桟橋
江波地区	三菱重工業㈱岸壁に係留する船舶	三菱重工業㈱江波工場正門	三菱重工業㈱岸壁
観音地区	三菱重工業㈱岸壁に係留する船舶	三菱重工業㈱観音工場正門	三菱重工業㈱岸壁
五日市地区	五日市地区岸壁（－11m）及び五日市地区岸壁（－12m）に係留する船舶	施設管理者が設置したゲート	五日市地区岸壁（－11m）及び 五日市地区岸壁（－12m）
広島港内	広島港内に停泊又は係留する船舶	広島県通船桟橋	広島県通船桟橋 船用品、携帯品及び託送品の積卸に限る。

※ゲートとは、制限区域（2004年の改正SOLAS条約の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域）への出入口をいう。
指定積卸（経由）場所について、上記以外の場所においては、当該保税地域前面の岸壁、桟橋又は船きょとする。